

2018年3月



葵総合経営センターだより

特集

平成29年分確定申告の変更点

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「ひなまつり」 株式会社ティーエヌ・テック 代表取締役 谷口洋子様 撮影

目次

2	健康経営	8	2018年のIT(ICT)トレンド
3	平成29年分確定申告の変更点	9	民法改正(4) 賃貸借と保証人
6	求人事業所の労働条件明示	10	(随想) 韓国平昌オリンピックに想う
7	常識にとらわれない発想と実践 ある介護事業者の事例	11	康友会ゴルフ・税務労務
		12	ご案内

健康経営

センター代表 杉浦 康晴

少しずつではありますが、春の気配を感じられるようになってきました。弊社では確定申告で最繁忙期の真っ只中です。体調管理には十分注意しながら、最後までスタッフ一同頑張っています。

以前、健康ブームについて書かせていただいたことがあります。この傾向はまだまだ続いているようです。体を動かすためのスポーツジムやパーソナルレッスンの需要は伸びていると同時に、健康を考えた飲食店が本当に増えていると実感します。サラダなど野菜をメインとしたレストランや筋肉を作るために鶏肉や赤身肉のメニューを豊富に揃えたレストランなどが急増しています。名古屋でもそのような専門店が増えているようです。

個人が健康を意識するのはもちろんですが、経営者も従業員の健康推進をしなければなりません。現在、「働き方改革」で色々な取り組みをされている企業が多いと思いますが、それは大事な従業員が健康を維持してこそ実現できることです。まさに現在、経済産業省が推進している「健康経営」への取り組みが重要視されています。

「健康経営」とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味しています。従業員の健康管理・健康づくりの推進は、生産性の向上、従業員の創造性の向上、企業イメー

ジの向上等の効果が得られ、かつ、企業におけるリスクマネジメントとしても重要です。

従業員の健康管理者は経営者であり、その指導力の下、健康管理を組織戦略に則って展開することがこれからの企業経営にとってますます重要になっていくものと考えられます。大きな病気をした人であれば、健康の大切さを身に染みて意識し、しばらくは、健康を意識した生活を送るでしょうが、そこそこ健康な人に、健康を意識してもらうことは至難の業です。特段不都合がなければ、健康を害するまで、今の生活スタイル、仕事のスタイルを維持してしまいがちです。そして、「健康経営」を推進する場合、上から指示され、「やらされ感」を持ちながらの健康推進、健康維持では長続きしません。自ら健康の大事さに気づき、自らが進んで動き出すことが必要です。「健康経営」では、そのための支援をしていくことが重要になります。

「健康経営」のメリットとしては生産性向上はもちろんのこと、組織の活性化にも有効です。従業員同士や管理職が部下の健康について話をするなどはコミュニケーションを取る機会が増えることで風通しも良くなるように思います。個人任せにしていた健康というテーマが経営にとってここまで重要なテーマになってきたわけですから、経営者は積極的に「健康経営」に取り組み、さらなる企業発展の手掛かりにしていきたいものです。

平成29年分確定申告の変更点

葵総合税理士法人 税務会計部 松島 京司

平成29年分確定申告の変更点の内、今回は、1月1日から始まった、特定の医薬品購入に対する新しい税制、「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」を取り上げます。

「セルフメディケーション税制」は、きちんと健康診断を受けている人が、一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにした制度です。ちなみに「セルフメディケーション」とは世界保健機関(WHO)が定義した、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」を指しています。

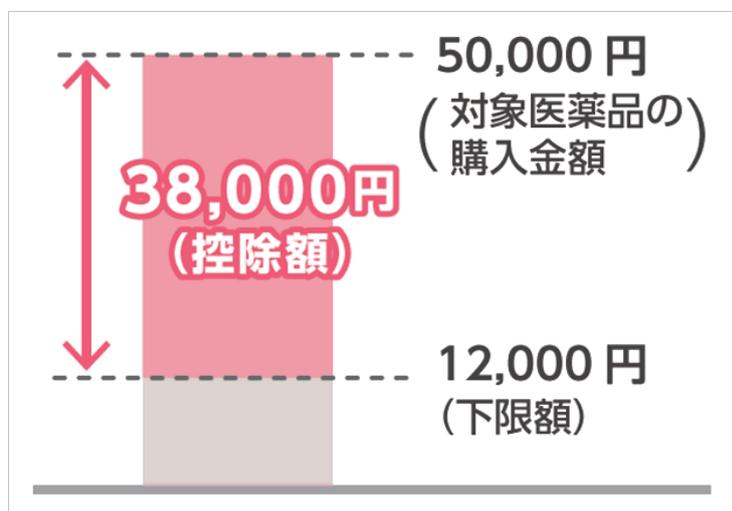
具体的には、「健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人」として、定期健康診断などを受けている人が、29年1月1日以降に、市販薬（要指導医薬品および一般用医薬品）のうち、医療用から転用された特定成分を含む医薬品を年間1万2,000円を超えて購入した際に、1万2,000円を超えた部分の金額（上限金額：8万8,000円）について所得控除を受けることができます。

※この特例は、29年分の確定申告から適用できます。なお、29年分の確定申告書の提出期限は、30年3月15日です。

セルフメディケーション制度の対象者は、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を促す観点から、所得税や住民税を納めていて、以下のいずれかを受けている方です（勤務先での定期健康診断なども含まれます）。

1. 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
2. 予防接種
3. 定期健康診断（事業主健診）
4. 健康診査
5. がん検診

【図1】



厚生労働省のWebサイトに掲載されている医薬品が対象となりますので、全ての医薬品が対象になるわけではありません。また薬局で発行される領収書の中にはセルフメディケーション税制対象の医薬品名の隣にマークがされていますのでそこからでも判断は可能です。

実際にセルフメディケーション制度を使った減税効果をシミュレーションすると以下のようになります。

例として名古屋市在住で所得金額500万円の人が一年間で50,000円分の薬品を購入した時、

50,000円(対象医薬品年間購入分)－12,000円(下限額)=38,000円

となり、38,000円が課税所得金額から控除されます。(図1を参照)
そのため減税額は、

所得税:38,000円×20%=7,600円

市民税:38,000円×5.7%=2,166円

県民税:38,000円×4%=1,520円

出典元：名古屋市個人の市民税・県民税、所得税（市民税率・県民税率）

となり、合計で11,286円の減税となります。

この制度は「医療費控除の特例」で、あくまで医療費控除の一部であるため、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を同時に利用することができない点にご注意ください。従来どおり10万円を超えた医療費の所得控除を受けるか、この「セルフメディケーション税制」で所得控除を受けるかは、納税者が選択することになります。

この制度を利用するには、通常確定申告に必要な資料に加えて、

- 1.対象医薬品を購入した際の領収書
- 2.定期健康診断等を受けた事を証明する書類
(結果通知書・領収書等)

を提出する必要があります。ですから医薬品を購入した時にはセルフメディケーション税制を受けられるように1年分の領収書を破棄せずに保管して下さい。

次に医療費控除の申告書の変更についてです。

28年度までは、医療費の領収書を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要がありました。しかし28年度からは確定申告書に医療費の領収書を添付、提示する必要がなくなり、代わりに「医療費控除の明細書」(図2を参照)に医療費の費用を記入してそれを確定申告書に添付して、医療費の領収書は申告者が5年間自宅等で保管することとなりました。これは医療費控除の内容を確認するため、「医療費の領収書」の提示又は提出を求める場合があるからです。

「医療費控除の明細書」には、「医療費の領収書」等に記載された次ページの事項を記載します。「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することとなっています。

求人事業所の労働条件明示

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

事業所は、労働者を求人・募集するにあたり労働条件を明示する義務が有ります。

平成30年1月1日施行の職業安定法の改正のなかで注目されるのは、労働条件の明示項目に、固定残業代や裁量労働制、募集者の名称などの明示が新たに求められるようになった点です。厚生労働省より、新たな明示項目を示すリーフレットが公開され、公共職業安定所などへの求人の申込みや、ホームページなど媒体で労働者の募集を行う場合において、適切な労働条件明示の対応が求められることとなりました。

■労働条件明示の新たな追加・変更点

1. 明示しなければならない労働条件等

最低限明示しなければならない労働条件の事項として、次の事項が追加されました。

- ① 試用期間の有無を明記すること。（試用期間の有無、有りの場合にはその期間を明記）

※試用期間終了時に、安易に本採用を拒否することは「解雇」扱いになるので注意！

- ② 裁量労働制を採用している場合には、以下のような記載が必要であること。

※（例）「企画業務型裁量労働制により、○時間働いたとみなされます。」等を明記。

- ③ 賃金において、「固定残業代」支給を採用する場合は次のような明記をすること。

（例）ア．「基本給」：245,000円（「固定残業手当」を含まない額）

イ．「時間外労働の有無に関わらず、25時間分の固定残業手当」：45,000円
（1ヶ月平均の所定労働時間数は171時間とする。）

【算式】：245,000円÷171時間×1.25×25時間

ウ．「25時間を超える時間外労働が有る場合の割増賃金は追加支給をする。」旨を明記すること。

- ④ 労働者を雇用しようとする者の氏名、または事業所名を明記すること。

- ⑤ 雇用形態が「派遣労働者」の場合はその旨を明記すること。

2. 公開されている労働条件に変更があった場合は、速やかに明示して知らせること。

当初明示した労働条件が変更される場合は、その変更が確定後、変更内容について改めて労働条件通知書等によりどの点が異なるかを明示することが新たに義務付けられました。

3. 有期労働契約の労働条件の明示

有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件も明示しなければなりません。また、試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中の労働条件が本採用後の労働条件と異なる場合には、試用期間中と本採用後のそれぞれの労働条件を明示しなければなりません。（厚生労働省HP：職業安定法の改正より）